

トルコにおける問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
2 国産化要請・現地調達率と恩典	製薬協	(1)	医薬品の国内生産強化に伴う輸入品の償還リストからの除外	・トルコ政府は、輸入医薬品を償還リストから除外し、国内製造製品を優先的に収載することを決定した(Article 46 of 64th Government Immediate Action Plan)。2017年に2月、国内製造計画がない限り、12か月以内に該当品目50製品を償還リストから除外する政策を開始すると通達があった。さらに、第2段階として176製品の除外が通達された。今後も第5段階までこの政策は継続されると言われている。トルコ国内で販売される製品の大多数は償還リストに掲載されており、この政策が進んだ場合、医薬品へアクセス障壁が懸念される。また、当政策はWTOの内国民待遇義務に反し、魅力的な市場を目指すトルコの方針とは反する内容である。	・国内製造が否かで差別することなく、WTOの内国民待遇義務を遵守していただきたい。	・Article 46 of 64th Government Immediate Action Plan
7 外資法運用手続	日機輸	(1)	投資インセンティブ認証適用可否の不透明さ	・客先が投資インセンティブ認証を取得している場合、当該プロジェクトにて利用される機器に対する各種税金が免税になるが(関税、VAT、RUFs等)、DDP等受渡条件の際、輸入通関者が売主になり客先の投資インセンティブ認証を利用出来るか不透明。(DDPであっても輸入通関を客先が行うことで免税処理されるという見解がある一方で、全く適用不可という見解もあり課税リスク判断が出来ない)	・客先の保有する投資インセンティブの利用手続きの明確化。	
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	・中国製品に対し、時計1個当たりUS\$2.10が課税される保護政策を取っている。	・規制撤廃。	・Turkish Customs Tariff どの部分が該当しているのかは不明 ・Karar Sayısı : 2015/7241
	JTA			・2015年2月6日に公示された通達2015/7241により、日本を含む特定の国で生産された工具に対し25%の追加関税が掛けられることとなった。EU域内やトルコとFTAを締結している国は除外されるが、欧州はもとより競合メーカーの多い韓国やイスラエルは対象外となっており、殆どが日本製の製品である当社は著しく価格競争力を欠く状態が続いている。	・関税の撤廃及びFTAの早期締結。	
	JTA			・タップ、ゲージ以外の工具に対して、25%の関税が課税される為、昨今のトルコリラ安と併せて現地法人の仕入価格の上昇に繋がり収益を圧迫している。	・トルコとEUおよび日本間における関税の税率変更に向けてご尽力いただきたい。	
	日鉄連	(2)	輸入割当制	・1998年7月24日、輸入抑制のため、HRC、厚板/中板でそれぞれ45万トン、CRC/SHEETで10万トンの免税枠を設置。需要家が過去実績、能力に基づき通商省に枠を申請し許可される。枠外のEU以外からの輸入はHRC、厚板/中板で22.5%、CRC/SHEETで30%。価格上昇、需給タイトにより実害が少なくなったため、近年適用されておらず、2006年に半国営ミルErdemirの完全民営化が実施され、今後も適用しない可能性が大きい。		
	日機輸	(3)	製造年規制による輸入不可	・建設機械の主要機種は製造年が当年度の機械しか輸入通関ができなくなっており、10-12月の船積みを妨げる要因となっている。結果年末にかけての在庫不足、年始の船積み集中による代理店の資金負担増等を招いている。	・製造年による輸入規制の撤廃。	・税関関連法
	日機輸	(4)	日トルコ経済連携協定未締結	・日トルコ経済連携協定がないため、EUや韓国など関税同盟や自由貿易協定をトルコと結んでいる国と比較すると、関税分が貿易投資上不利な状況となっている。 (対応) ・日本トルコ経済連携協定交渉が進行中。	・早期の日トルコEPA締結に向けた取り組みの加速をお願いしたい。	

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体* No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 (5)	輸入時のランダム の製品使用テスト	・ランダム製品確認について、2017年7月頃から Custom Clearance 時にランダムに製品を Pick Up し、税関事務所がアンカラに輸入製品を送り、製品テストを行うようになった。実際に8月初めに当社製品を Pick Up されて、未だにその製品は税関事務所にテストされたままになっている。またテストで使用されてしまうため、転売できなくなり欠品となる。	・輸入品を製品使用テストまで行う目的が不明であり、また新品を使用されてしまうと製品を没収されるのと同じであるため、早急に同テストを撤廃していただきたい。	
	日機輸 (6)	税関製品型名確認	・Invoice に5コンテナ分5形名を含んでいる場合、税関は全型名を確認するため、もし1コンテナに5型名があれば、1コンテナのみ確認されるが、各型名が各1コンテナに積載されている場合は、全5コンテナがアンロードされて確認される。Invoice 全型名確認やコンテナ毎の型名確認のため通関に時間がかかり、積載時にも制約が加わるため、手間がかかる。	・通関短縮化のため確認の頻度を実績に応じて減らすなどの検討をしていただきたい。	
	日農工 (7)	不明確な輸入許可	・輸入通関の許可部門 TSE より“UNWRITTEN RECOMMENDATION”として製品への輸入販売会社名称住所 製品生産月を記載したラベルの貼り付けが必要と見解が提示され、対応に苦慮しているとの代理店からの報告を受けた。調査しても準拠すべき法律規格が探せず苦慮している。	・規定の番号や発行日/実施日を明確に示した上で指示発行して欲しい。 ・TSE 係官には、準拠する CE 規則などから明確な許可業務を行って欲しい。	・2014年6月13日官報 29029「保証規定」 ・「販売後の保証規定」との関係性が考えられるが、根拠不明
12	為替管理 JEITA 日機輸	(1) 為替先物規制	・在トルコ企業は、トルコ国内の銀行以外との為替先物予約契約が不可。	・外貨管理規制の緩和。	
14	税制 JEITA 日機輸 日機輸 日商 日鉄連 日機輸	(1) 与信を伴う輸入と 海外資金調達に関する RUSF 課税	<p>・輸入品代金は通関時に支払い済みの証明を提出しなければ、関税とは別に輸入申告額の6%相当額の RUSF (Resource Utilization Support Fund) を追加で払う必要がある。追加支払いを避けるために輸入時の即時の代金支払いするため、追加で資金需要を手当する必要がある。上記規制から地場銀行からの借入に頼る必要があるため、資金効率と利益率が著しく低下する。</p> <p>・トルコにある子会社の設備投資・拡充などの際の資金調達を銀行からの貸付・トルコ外のグループ会社・親会社からの貸付などで行う場合、1年未満の外貨・トルコリラ建て貸付は3%課税されるため追加コストとなる。</p> <p>・1995年9月29日、金融引き締め政策の一環として、USANCE 付 L/C での輸入には CIF 価格の6%の EXTRA DUTY (SOURCE UTILIZATION SUPPORT FUND) が賦課。98年には税率が6%から3%に変更され、2007年も3%適用。</p> <p>・非居住者から居住者への融資に対し Resource Usage Fund (財源使用税) がかかるため、グループ全体の資金効率が低下する。</p> <p>(対応)</p> <p>・Resource Utilization Support Fund (与信を伴う輸入に関する課税、トルコ語で KKDF)。トルコに輸入する際、通関時に代金支払い済みの証明を提出しなければ、関税とは別に輸入申告額の6%が課税され、実質的な追加関税となっている。</p> <p>(改善)</p> <p>・2015年4月10日に、トルコ政府は輸入取引に係る一部品目に対する財源使用税 (Resource Utilization Support Fund: RUSF) の適用税率を6%から0%へ変更すると閣議決定した。即日適用税率が変更され、鉱工業品の多くに税率0%が適用された。</p> <p>- 除外品目リスト(トルコ語): http://www.gib.gov.tr/fileadmin/mevzuattek/kkdf_mevzuat/10042015.pdf</p> <p>- JETRO ホームページ: https://www.jetro.go.jp/biznews/2015/04/5539e9240ea60.html</p>	<p>・RUSF の撤廃。</p> <p>・同使用税の見直し、撤廃の検討。</p> <p>・制度の撤廃。</p> <p>・Resource Usage Fund (RUSF) の撤廃。</p>	<p>・KKDF (Resource Utility Support Fund)</p> <p>・官報: 2011.10.13 付 28083 号</p> <p>・Decision No: 2011/2304 JETRO (https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/tr/trade_03/)</p> <p>・関税法他</p>

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 日商	(2)	国際的な会計基準と異なる会計慣習	・トルコの会計基準は現金基準で財務諸表を作成するため、IFRSに基づく原則と異なり、収益の認識などのズレが生じる。IFRS基準の導入は大会社を対象に2013年発効されたが、中小企業への対象拡大などに関するスタンスが不明確である。親会社報告用とトルコ財務省向けなど報告別に財務情報を作成する必要があり混乱・追加費用が発生する。	・会計基準に関する政府の見解・プログラムを外資系企業向けに英語で説明会などを開催して欲しい。	・Commercial Codes 2012 (トルコ)、 International Financial Reporting Standards
16雇用	日商 日機輸 日機輸 日機輸	(1)	現地人雇用義務	・2010年8月2日付にて、トルコ労働社会保障省より、外国人が労働許可を取得する際の取得要件として、「1人の外国人に対し、5人のトルコ人を雇用すること」という通達が出された。この要件が、撤廃若しくは緩和されておらず、商社、サービス業等の場合は、workerを抱える製造業と違い現地人雇用人数は限定的であり、邦人の増員に支障をきたす事態となっている。 ・1人の外国人従業員に対し、5人のトルコ人従業員雇用の義務があり、当条件を満たさないと外国人従業員へ労働許可が発行されない事態が生じる。 ・工期6ヶ月以上の機器+据付指導員派遣(S/V)は、PEの対象となるが、PE設立の為に、外国人(=S/V)1名の雇用に対して5人のトルコ人を雇用する必要があり、現地に製造拠点を設けない(=トルコ人を多く雇用できない)本邦企業にとって契約履行の妨げになっている。 ・労働許可取得について外国人1人に対し5名のトルコ人雇用義務を課される。邦人駐在員増加による業務拡大を阻害し、逆に現地人雇用機会創出の抑制要因になる。また、法人設立後、ビジネス立ち上げ期間中に外国人1人に対し5名のトルコ人を雇用することは難しい。	・要件の撤廃若しくは製造業以外の業種への条件緩和。 ・1対5ルールの撤廃または緩和。 ・1:5ルールの撤廃 乃至 Assemble VISA(入国より1年間の間に3ヶ月有効)の期間延長。 ・日本法人に対する外国人1対5ルールの完全撤廃、あるいは撤廃に向けた適用除外の対象範囲拡大をお願いしたい。	・トルコ労働社会保障省通達:2011年8月2日付「労働許可証4817番の運用に関する通達」
	日機輸 日商	(2)	社会保障協定の未締結	・社会保障協定が締結されていないため、駐在員の社会保障費は日本と駐在諸国で2重に支払う必要があるため、日系企業の負担となっている。 (対応) ・2020年1月現在、日本トルコ社会保障協定の交渉が継続中。	・社会保障協定の締結に向け、交渉開始をお願いしたい。	・International Social Security Agreement
17知的財産制度運用	JEITA 日機輸 JEITA 日機輸	(1)	不十分な知的財産権保護	・知的財産権の法整備は進んできている状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質(担当者によるバラツキ、レベルの差)は課題となっている。出願人にとっても、安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。 ・権利化・権利活用ニーズが高まる新興国において、裁判・訴訟件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。	・特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力(ASPEC)など、各国間協力を進めるとともに利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めて頂きたい。 ・先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めていただきたい。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。